

# 中原区安全・安心まちづくり地域推進協議会 わんわんパトロール実施要領

## 1 目的

登録者に、愛犬と散歩をしながら、防犯グッズを身に着けて、地域の防犯活動に参加していただきます。地域の犯罪を未然に防ぐとともに、気になること・場所があったら情報提供していただくことを目的としています。

また、愛犬を介して住民のコミュニケーションの活発化を図るとともに、地域住民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを目指すものです。

## 2 登録資格

中原区内在住で飼い犬登録と狂犬病予防接種をしていて、必ずリードをつけ、フンを持ち帰るなどのマナーを守ってお散歩をしている方。

## 3 登録方法

中原区役所 4階危機管理担当にて申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

## 4 活動内容

無理のない範囲で、愛犬との散歩の際に次の点の活動についてご協力いただきます。怪しい人物や場所を自ら探しに行く必要はありません。

- (1) 愛犬との散歩時に防犯グッズを着けていただきます。
- (2) 子どもや高齢者の安全等、周りに気を配りながら散歩してください。
- (3) もし、不審な人や車、火事等を見つけたら、警察・消防に通報してください。  
※登録者は各々の自己責任において行動することとし、上記(3)を超えるような行動は行わないでください。(不審者に声をかける(通常のあいさつ以外)、尾行する、捕まえようとする等)
- (4) 防犯灯の不点灯等を見つけたら、中原区役所危機管理担当にご連絡をお願いします。
- (5) 防犯・交通安全上、危険な箇所等があったら、中原区役所危機管理担当にご連絡をお願いします。

- (6) その他、パトロール中に気になることがあれば、中原区役所危機管理担当に URL か二次元コードでご連絡をお願いします。

<https://logoform.jp/form/FUQz/505120>



## 5 その他

- (1) 散歩（わんわんパトロール）中の事故等につきましては、自己責任になりますので、周囲に十分ご注意の上、活動くださいますようお願いいたします。また、活動中に事故等があった場合は中原区役所危機管理担当にご連絡をお願いします。
- (2) 都合により、わんわんパトロールの活動ができなくなった場合は、中原区役所危機管理担当にその旨をお知らせください。

### 附 則

この実施要領は、令和5年7月25日から施行します。

### 【連絡先】

中原警察署 044-722-0110

中原消防署 044-411-0119

中原区役所危機管理担当 044-744-3162

※申込書に記載していただいた個人情報はわんわんパトロール以外では一切使用しません。